

発議案第3号

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を地方自治法第112条第1項及び会議規則第14条第2項の規定
により、別紙のとおり提出する。

平成29年3月21日

大網白里市議会議長 岡田憲二様

提出者	議会運営委員会	委員長	倉持安幸
賛成者	議会運営委員会	副委員長	前之園孝光
	同	委員	小金井勉
	同	委員	石渡登志男
	同	委員	田辺正弘
	同	委員	佐久間久良
	同	委員	黒須俊隆

提案理由

大網白里市課設置条例の改正に伴い、本条例の所要の改正をするものです。

別 紙

大網白里市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

大網白里市議会委員会条例（昭和62年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ア中「、産業振興課」を「、農業振興課、商工観光課」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。